

# 市町村消防の広域化

総務省消防庁  
消防広域化推進本部  
平成19年4月

## 目 次

1. 市町村の消防の広域化の推進	1
2. 消防本部数と常備化率	2
3. 各都道府県別人口減少率	3
4. 将来人口減少に伴う消防職員数の変化（「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)に基づくシミュレーション」）	4
5. 広域化のメリット	5
6. 消防指令センターの管轄人口別運営状況	7
7. 管轄面積の広い本部、狭い本部	9
8. 「市街地に該当しない地域」に新たに駐在所等を設けた実例（京都市消防局）	10
9. 駐在所等の設置による消防需要への対応	11
10. 「消防方面本部」の運用例について	12
11. 広域消防と構成市町村等との連携確保のための一例	13
12. 消防広域化支援対策 一平成19年度一	14
13. 消防本部の管轄人口一人当たりの予算額	15
14. 消防広域化シンポジウムの開催	16
15. 消防の広域化のスケジュール	17
16. 市町村の消防の広域化に関する基本指針（抜粋その1）～組み合わせの基準とスケジュール～	18
17. 市町村の消防の広域化に関する基本指針（抜粋その2）～広域化後の消防～	19
18. 市町村の消防の広域化に関する基本指針（抜粋その3）～財政措置～	22
19. 参議院、衆議院附帯決議	23
20. 市町村の消防の広域化における「消防広域化推進計画」と消防指令業務の共同運用における「整備計画」の関係	24
21. 参考1 消防広域化推進アドバイザー制度	25
22. 参考2 消防広域化の推進体制について	26
23. 消防救急無線のデジタル化整備スケジュール	27
24. 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化	28
25. 各種電話からの119番緊急通報（平成19年からの例）	29

# 市町村の消防の広域化の推進

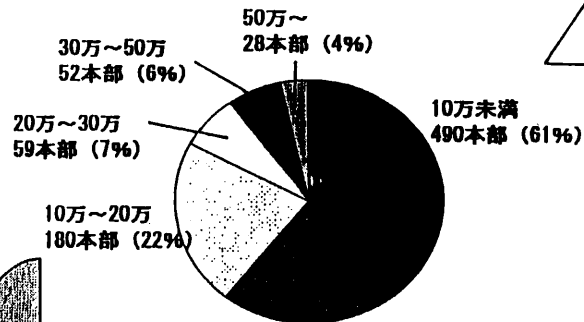
## 1. 消防に求められているもの

- ・ 災害や事故の多様化及び大規模化
- ・ 都市構造の複雑化
- ・ 住民ニーズの多様化等

● 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応  
今後とも、住民の生命、身体及び財産を守り、消防の責務を全うすること。

## 2. 消防本部の現状

- ・ 従前 (H6) から市町村の消防の広域化を推進
- ・ 市町村合併の進展とともに消防本部はやや減少 (H3 936本部→H19 809本部)
- ・ 未だ小規模な消防本部が約6割存在



### 小規模な消防本部の課題

- ・ 出動体制、消防車両・専門要員の確保等の限界
- ・ 組織管理や財政運営面での厳しさが指摘

【例】

H15「消防力の基準」に基づく充足率	
・ はしご自動車	30万人以上 99.2% 5万人未満 46.7%
・ 消防職員数	30万人以上 79.5% 5万人未満 63.6%

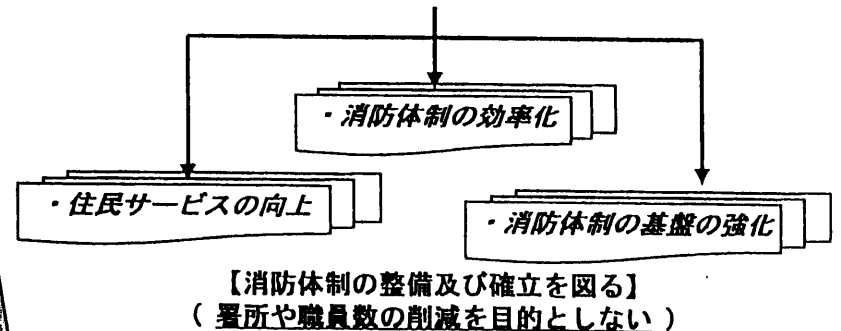
広域化を推進するための消防組織法の改正 (平成18年6月14日公布・施行)

「自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要がある」

## 3. 消防の広域化の推進

● 市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効。 (消防団は、従来どおり各市町村ごとに設置し、広域化の対象としない。)

### 市町村消防の広域化のメリット



## 4. 今後の広域化への対応

【市町村の消防の広域化に関する基本指針 (平成18年7月12日告示)】

☆ 一般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害への対応能力が強化、組織管理、財政運営等の観点から望ましい。

- ・ 管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標。

☆ 平成19年度中に都道府県が推進計画を策定、推進計画策定後5年度以内 (平成24年度まで) を目途に広域化を実現。

### 【人口減少時代への突入】

総人口が平成17年に戦後初めて減少、今後も少子化の進行が予想

- 各消防本部の管轄人口の減少 → 消防本部の規模が縮小 (消防職員数の減少)

【例：将来人口シミュレーション】

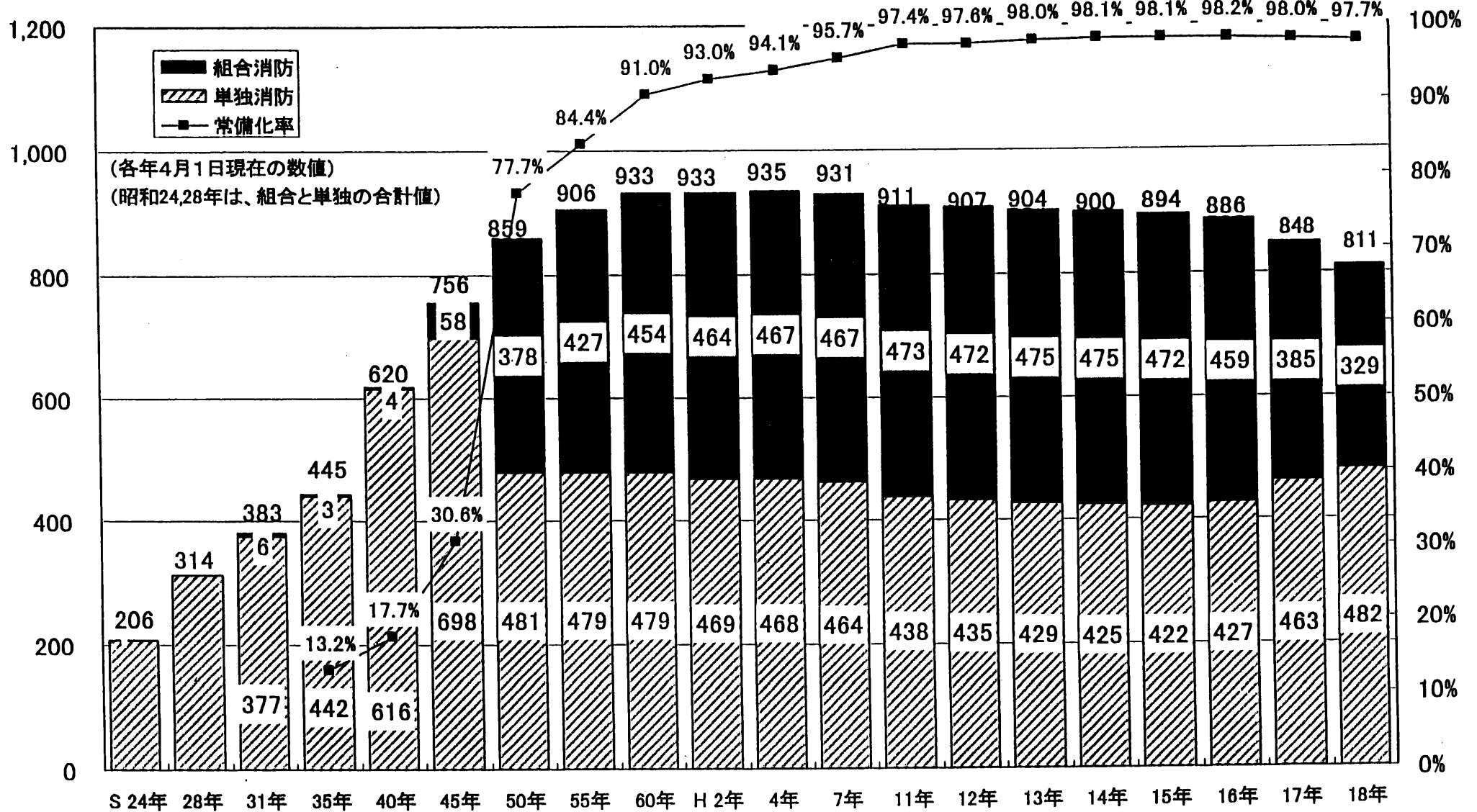
2003年管轄人口 99,113人	→	2030年管轄人口 57,296人
消防職員数 166人	→	消防職員数 77人 (89人減) (平均値)

- 常備消防とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足

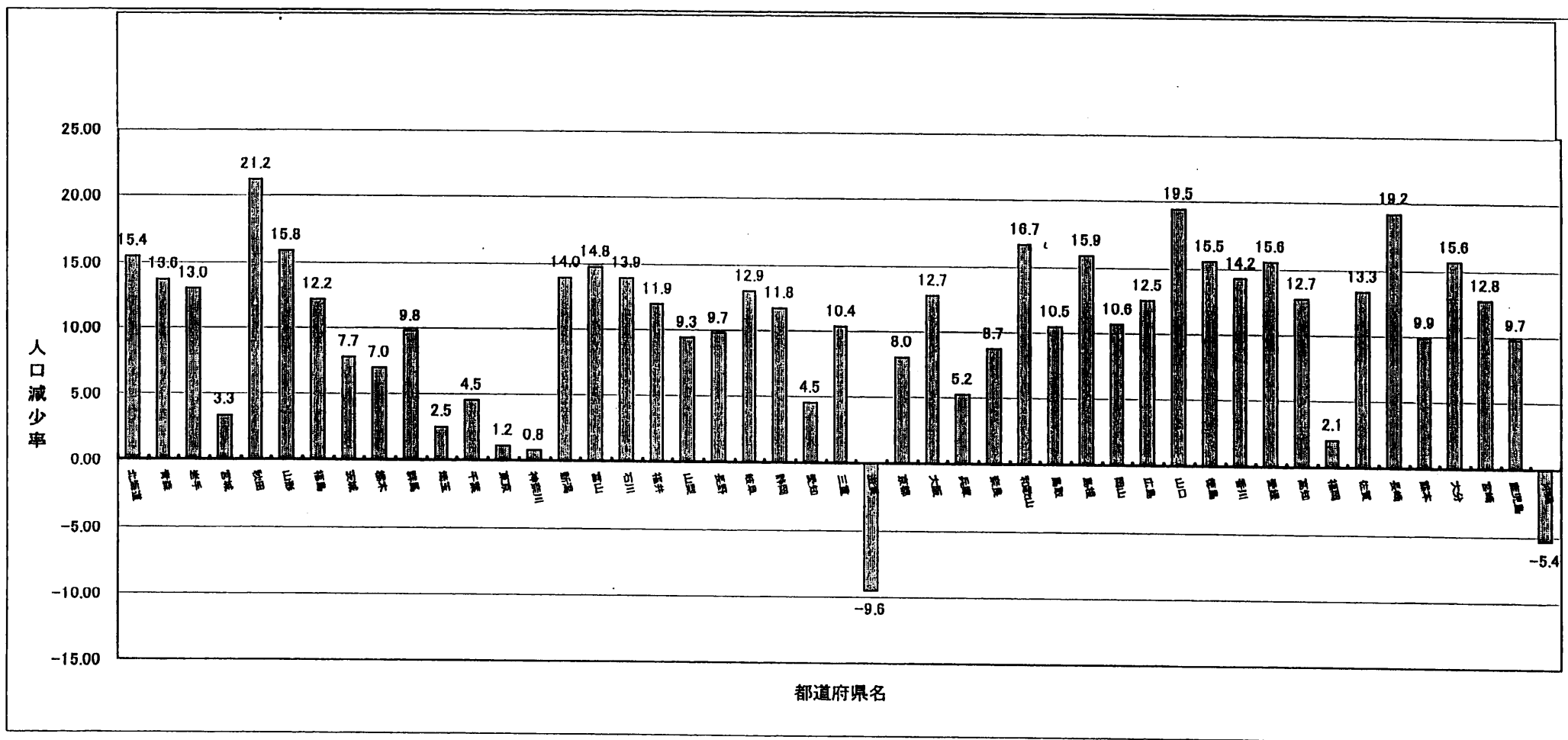
# 消防本部数と常備化率

(消防本部数)

(常備化率)



# 各都道府県別人口減少率



- ※ 日本の市区町村別将来推計人口の概要(2003. 12推計:国立社会保障・人口問題研究所)から作成
- ※ 2005年推計値から2030年推計値への減少率である。
- ※ マイナスは人口増加を示す。

# 将来人口減少に伴う消防職員数の変化

(「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」に基づくシミュレーション)

## 10万人規模

A消防本部	
管轄人口	109,708人
消防職員数(a)	127人
2030年管轄人口予想値(x)	93,759人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	121人
減数(a-b)	△6人

B消防本部	
管轄人口	92,072人
消防職員数(a)	135人
2030年管轄人口予想値(x)	73,125人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	102人
減数(a-b)	△33人

C消防本部	
管轄人口	99,113人
消防職員数(a)	166人
2030年管轄人口予想値(x)	57,296人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	77人
減数(a-b)	△89人

## 5万人規模

D消防本部	
管轄人口	55,107人
消防職員数(a)	94人
2030年管轄人口予想値(x)	48,509人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	78人
減数(a-b)	△16人

E消防本部	
管轄人口	51,172人
消防職員数(a)	80人
2030年管轄人口予想値(x)	37,771人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	64人
減数(a-b)	△16人

F消防本部	
管轄人口	51,994人
消防職員数(a)	113人
2030年管轄人口予想値(x)	37,961人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	64人
減数(a-b)	△49人

## 3万人規模

G消防本部	
管轄人口	35,942人
消防職員数(a)	61人
2030年管轄人口予想値(x)	26,070人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	55人
減数(a-b)	△6人

H消防本部	
管轄人口	32,512人
消防職員数(a)	56人
2030年管轄人口予想値(x)	18,962人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	44人
減数(a-b)	△12人

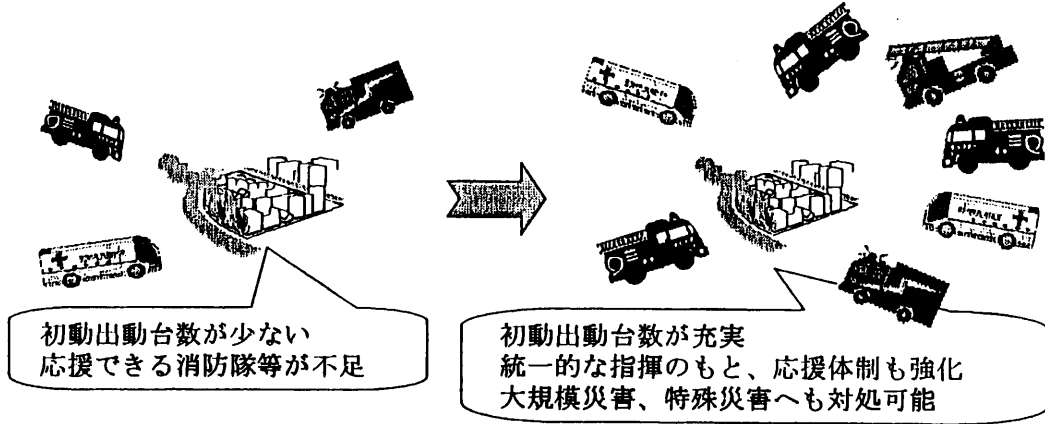
I消防本部	
管轄人口	42,031人
消防職員数(a)	94人
2030年管轄人口予想値(x)	27,219人
(x)の場合の 消防職員モデル数(b)	55人
減数(a-b)	△39人

- ※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」に基づく。
- ※ 管轄人口、消防職員数(実員)は平成17年4月1日現在数である。
- ※ 消防職員モデル数は、管轄人口が同規模の本部の職員数の平均値である。

# 広域化のメリット

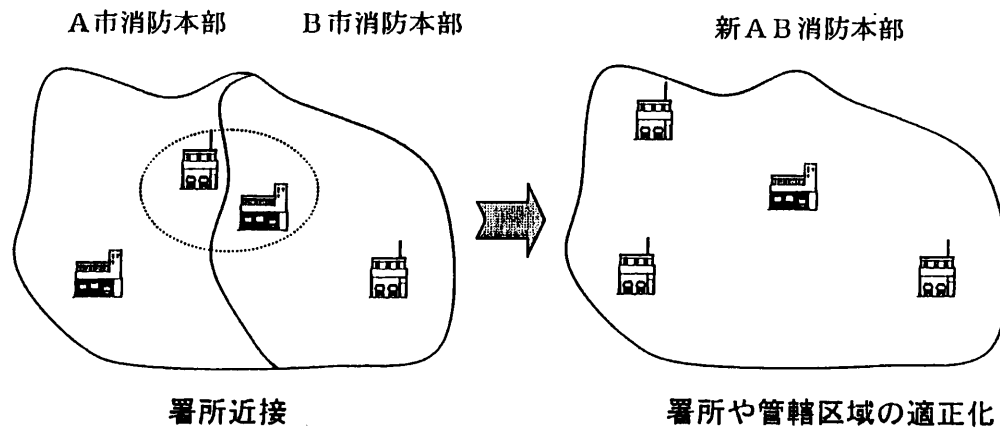
## 1 住民サービスの向上

① 部隊数の増加 ⇒ 初動の消防力、増援体制の充実



② 消防署所の配置や管轄区域の適正化

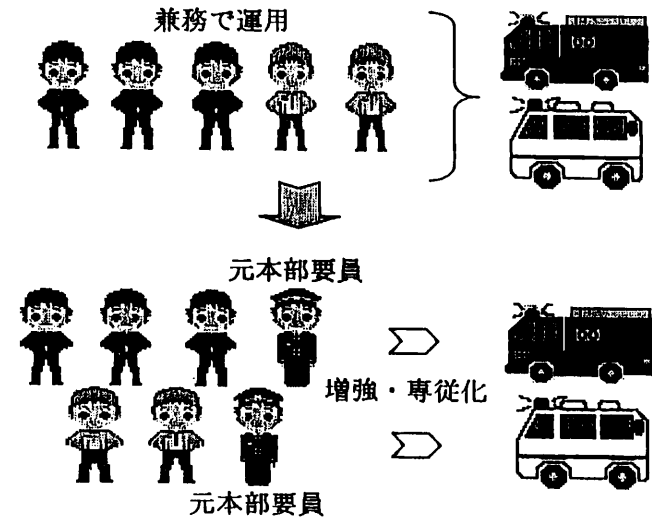
現場到着時間の短縮



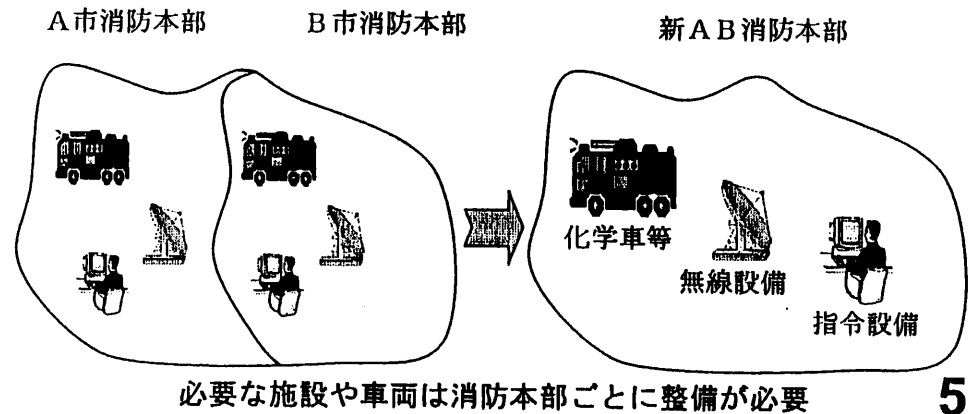
## 2 消防体制の効率化

① 本部要員の効率化 ⇒

現場要員の増強、救急要員の養成・専従化



② 重複投資の回避 ⇒ 経費の節減



# 広域化のメリット

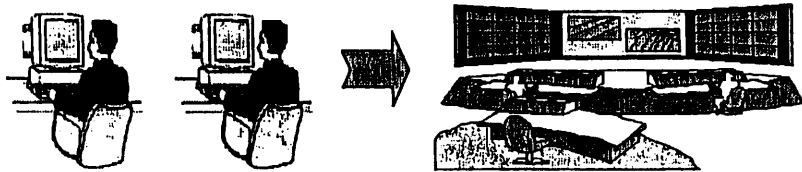
## 3 消防体制の基盤の強化

### ① 財政規模の拡大 ⇒ 高度な消防設備、施設等の整備



必要最小限の車両を整備

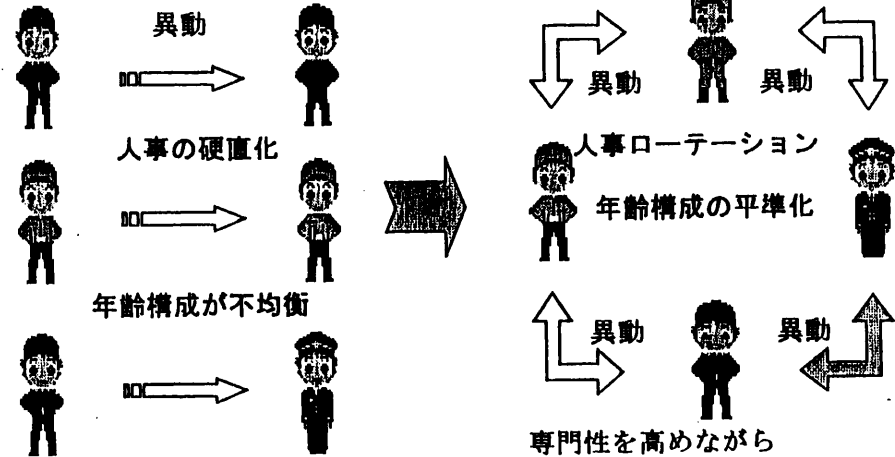
特殊車両等を計画的に増強整備可能



個別に小規模な設備を整備

高機能な設備を一元的に整備可能

### ② 組織、人員規模の拡大 ⇔ 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



### ③ 予防業務・救急業務の高度化・専門化



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成



救急救命士の育成

【参考1】 はしご車、化学消防車、救助工作車がいずれも2台以上配置されている消防本部

(H. 17. 4) (今後の消防体制のあり方に関する調査検討会の中間報告より)

・東京消防庁、政令市消防本部	15 / 15	(100.0%)
・人口50万以上の消防本部	10 / 12	(83.3%)
・人口30万以上の消防本部	38 / 53	(71.7%)
・人口20万以上の消防本部	23 / 58	(39.7%)
・人口10万以上の消防本部	18 / 174	(10.3%)
・人口5万以上の消防本部	3 / 247	(1.2%)
・人口5万未満の消防本部	0 / 289	(0.0%)

【参考2】 発信地表示システムの導入状況

(H. 17. 7)

今後、携帯電話に拡大

管内人口	100万以上	30 - 100万	10 - 30万	10万未満	合計
消防本部数(A)	12	66	238	528	844
発信地表示システム導入本部数(B)	12	53	113	78	258
割合(B/A)	100.0%	80.3%	47.5%	14.8%	30.3%
管内人口割合	100.0%	80.6%	50.5%	18.9%	63.3%

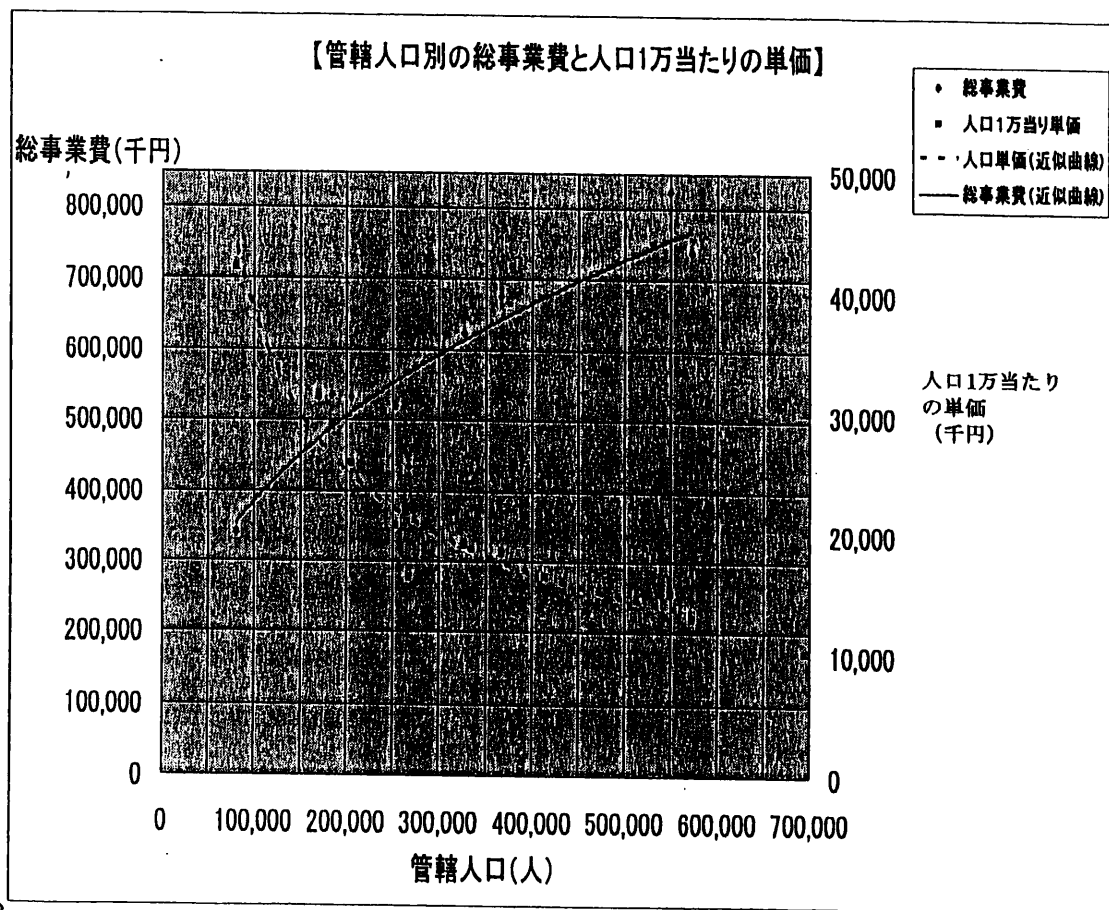
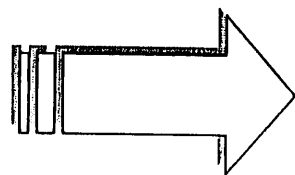


# 【 消防指令センターの管轄人口別運営状況 】

## 1 高機能消防指令センターの導入例(平成18年度国庫補助事業より)

通例、管轄人口10万から30万までの区分で導入している高機能消防指令センターのⅡ型は、機能の差もあるが、人口の規模に関係なく、おおむね5億円から6億円程度の価格であり、管轄人口が多いほど人口一人あたりの単価が小さい傾向である。

	管轄人口 (人)	タイプ	総事業費(千円)	人口 1万あたり 単価 (千円)
1	572, 765	Ⅲ型	738, 003	12, 885
2	549, 902	Ⅲ型	823, 401	14, 974
3	367, 518	Ⅱ型	674, 518	18, 353
4	327, 640	Ⅱ型	622, 000	18, 984
5	267, 429	Ⅱ型	434, 500	16, 247
6	253, 000	Ⅱ型	519, 540	20, 535
7	205, 868	Ⅱ型	531, 804	25, 832
8	184, 811	Ⅱ型	534, 652	28, 929
9	170, 000	Ⅱ型	532, 000	31, 294
10	80, 516	Ⅱ型	338, 609	42, 055



## 2 指令センターの配置人員一人あたりの人口及び着信件数例

管轄人口70万から140万くらいまでは人口の規模に関係なく、おおむね24人から30人程度の職員を配置している。また、管轄人口がこれを超えると配置人員は増えるが、配置人員一人あたりの人口や着信件数は増え、効率的な配置となっている。

	管轄人口 (人)	着信件数	配置人員	一人当たりの火回	一人当たりの着信件数
1	12, 369, 234	1, 427, 202	222	55, 717	6, 428
2	3, 584, 428	263, 087	62	57, 813	4, 243
3	2, 626, 491	501, 924	61	43, 057	8, 228
4	2, 202, 259	161, 662	39	56, 468	4, 145
5	1, 882, 589	121, 618	33	57, 048	3, 776
6	1, 520, 000	189, 450	39	38, 977	4, 857
7	1, 470, 393	164, 555	45	32, 875	3, 656
8	1, 409, 535	97, 780	26	54, 212	3, 760
9	1, 322, 432	107, 071	26	50, 862	4, 118
10	1, 188, 883	73, 473	30	39, 629	2, 449
11	1, 080, 000	83, 000	28	38, 577	2, 964
12	1, 069, 207	71, 354	24	44, 560	2, 973
13	992, 414	96, 061	33	30, 073	2, 910
14	926, 763	77, 491	21	44, 131	3, 690
15	902, 848	104, 174	36	25, 079	2, 893
16	700, 317	45, 652	24	29, 179	1, 902

※ 配置人員 ～ 消防本部に配置する通信員の総数をいう。

## 管轄面積の広い本部、狭い本部

### 管轄面積が広い本部

H18. 4. 1現在

	都道府県	消防本部名	面積(Km <sup>2</sup> )	管轄人口	消防署数	出張所数
1	岩手県	盛岡地区広域行政事務組合 (組合)	3,642	484,595	5	17
2	北海道	根室北部消防事務組合 (組合)	3,027	53,347	4	3
3	北海道	紋別地区消防組合 (組合)	2,905	40,869	1	6
4	北海道	北留萌消防組合 (組合)	2,726	24,405	1	10
5	北海道	上川北部消防事務組合 (組合)	2,722	44,245	5	1
6	岩手県	宮古地区広域行政組合 (組合)	2,672	101,129	3	4
7	北海道	檜山広域消防組合 (組合)	2,630	47,455	7	9
8	岐阜県	高山市消防本部 (単独)	2,536	97,894	1	7
9	北海道	釧路北部消防事務組合 (組合)	2,446	20,376	3	1
10	北海道	池北三町行政事務組合 (組合)	2,409	20,569	3	0

### 管轄面積が狭い本部

	都道府県	消防本部名	面積(Km <sup>2</sup> )	管轄人口	消防署数	出張所数
1	大阪府	忠岡町消防本部 (単独)	4.0	17,566	1	0
2	埼玉県	蕨市消防本部 (単独)	5.1	70,643	1	1
3	埼玉県	鳩ヶ谷市消防本部 (単独)	6.2	59,147	1	0
4	静岡県	清水町消防本部 (単独)	8.8	31,478	1	0
5	神奈川県	二宮町消防本部 (単独)	9.1	30,601	1	0
6	広島県	府中町消防本部 (単独)	10.5	51,647	1	0
7	愛知県	岩倉市消防本部 (単独)	10.5	48,409	1	0
8	愛知県	蟹江町消防本部 (単独)	11.1	37,655	1	1
9	大阪府	大阪狭山市消防本部 (単独)	11.9	57,848	1	1
10	大阪府	泉大津市消防本部 (単独)	12.3	78,130	1	1

「市街地に該当しない地域」に新たに駐在所等を設けた実例（京都市消防局）

左京消防署鞍馬消防出張所の場合



CD-I型消防ポンプ自動車



消防隊員3名

× 3部制

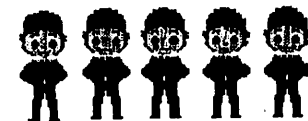
- ・ 過去5年間平均の火災・救急発生件数＝火災1.8件、救急52.6件
- ・ 管轄地域で発生した火災には、同時出動した消防団車両と合同で活動
- ・ 消防隊員3名のうち、2名は救急有資格者をもって編成し、管轄地域で発生した救急事故には、原則として救急活動の支援のため出動

(参考)

○ 京都市の市街地等を管轄する消防出張所の場合



CD-I型消防ポンプ自動車



消防隊員5名



高規格救急車



救急隊員3名

× 3部制

左京消防署花背消防吏員駐在所の場合



CD-I型消防ポンプ自動車

+



搬送車



駐在員1名

駐在所に隣接した  
家族宿舎に居住

- ・ 過去5年間平均の火災・救急発生件数＝火災0.8件、救急41.4件
- ・ 管轄地域で発生した火災には、消防団員と共に出動し合同で活動
- ・ 管轄地域で発生した救急事故には、消防団員と共に搬送車で出動して応急処置を実施し、同時出動した航空隊又は救急隊と指定場所で合流

- ・ 消防隊のみを配置した消防出張所もある。
- ・ 市街地等の地域で発生した火災では、消防団は警戒整理等の支援活動が主で、消火活動は行っていない。（ポンプ自動車等は保有していない。）

## 駐在所等の設置による消防需要への対応

現在、各地の消防本部においては、市街地の署所から遠隔地になること等の諸事情により、消防力の整備指針第7条(市街地に該当しない地域における消防力)の運用として駐在所等(出張所・分遣所・派出所・駐在所)を設置している例がある。

今般、消防庁ではこのような運用例がある全国の駐在所等の実態調査を実施した。調査の結果、44都道府県から140の駐在所等について報告があり、いずれも限られた人員配置の中で、各地域の住民のニーズに対応している様子が伺えたところである。

### 例 1

駐在所の配置理由：所轄消防署から遠隔地となる地区について、消防団員が減少する昼間帯の消防力を補完するため。

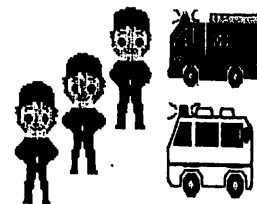
配置人員：3名(昼間帯のみ配置)

勤務形態：所轄消防署から昼間帯(8:30~17:15)のみ職員が出向

配置車両：水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車

災害時の対応：火災、救急とも3名で出動する。

火災等にあつては消防団員も召集する。



### 例 2

駐在所等の配置理由：市街地に設置された消防署から著しく離隔した地域の消防需要に対応するため。

配置人員：1名

勤務形態：駐在勤務(昼間1名勤務で、当該1名は駐在所隣接宿舎に居住。)

担当業務：消防・救急業務全般

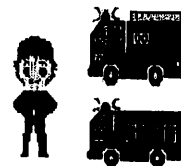
配置車両：消防ポンプ車1台、資機材搬送車1台

災害時の対応

① 火災等：電話連絡により駐在所又は、災害現場に必要な数の消防団員を召集し、連携活動

② 救急：電話連絡により駐在所又は、災害現場に必要な数の消防団員を召集し、配置されている資機材搬送車(ストレッチャー及び救急資機材を常時積載)を活用した活動を実施し、主要道路の中間点において隣接署所に配置した救急隊に傷病者を引き継ぐ。天候等が良好であれば、ヘリコプターに搭乗した救急隊に傷病者を引き継ぐ場合もある。

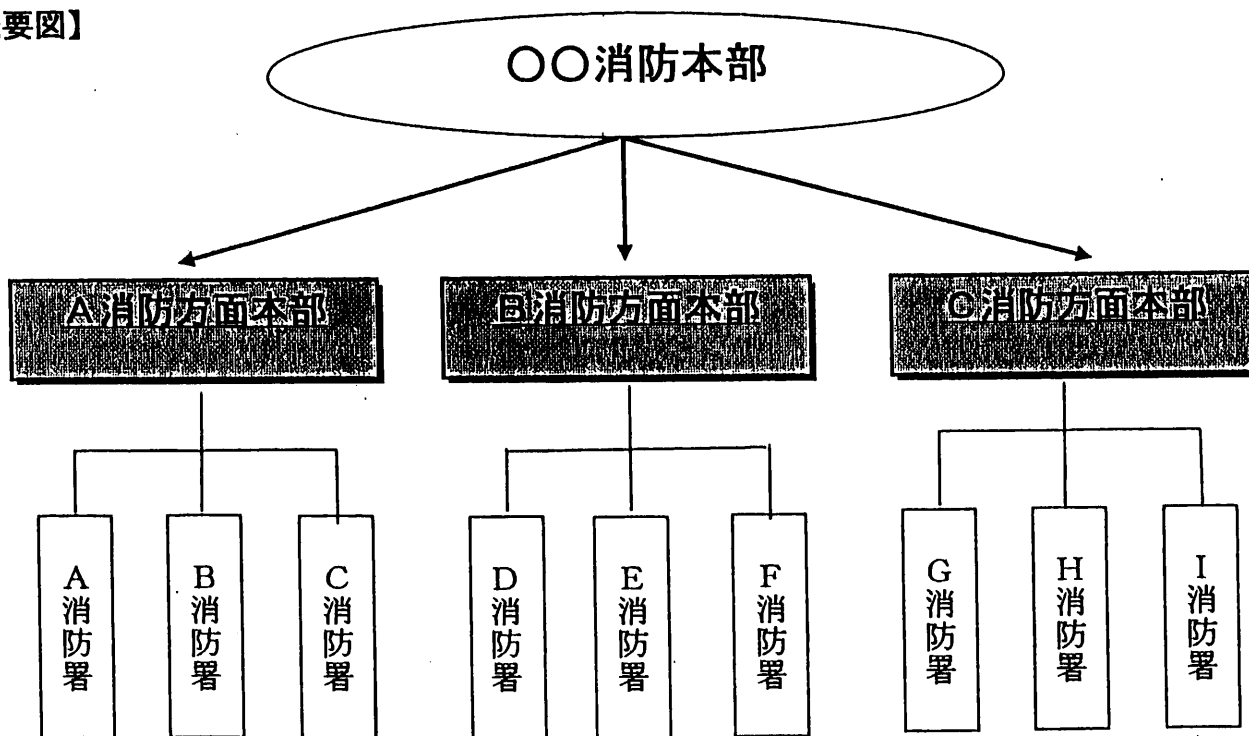
職員不在時の措置：週休日等は、所轄消防署に配置している職員により補完。



# ○「消防方面本部」の運用例について

消防の広域化に伴い、県域を一つの消防本部とするなど、一つの消防本部が管轄する面積が広大となった場合、消防本部と消防署間の連絡・調整や管理・指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、消防本部の一部として、「消防方面本部」を設置し運用することも有効な手段であると考えられる。

【概要図】



(消防方面本部の位置付け)

- 【法的位置付け】 消防組織法第9条第1項に基づく消防本部の内部組織
- 【階級の位置付け】 消防署長以上、かつ、消防長未満の階級

(消防方面本部の主な機能例)

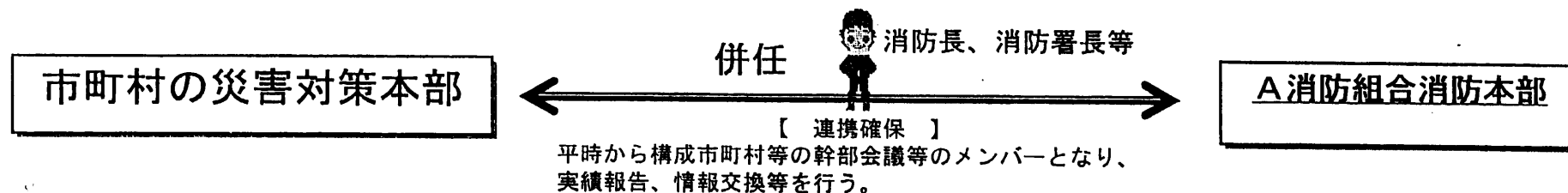
- ・ 消防本部と消防署との消防事務執行に係る連絡・調整に関すること。
- ・ 2以上の消防署に関連する消防事務の計画、実施、指導及び消防事務執行についての連絡、調整に関すること。
- ・ 管轄方面内の災害防御活動（消防警戒を含む。）の指揮、統制及び監察に関すること。
- ・ 消防署の消防事務の指導に関すること等。

【期待される効果】

- ・ 消防本部及び方面内消防署相互間の円滑な連絡・調整
- ・ 地域事情に適した効果的かつ積極的な消防事務の推進(表彰事務を含む。)
- ・ 方面内消防署の的確な消防事務の指導

## 広域消防と構成市町村等との連携確保のための一例

- 市町村の災害対策本部にあっては、管内情勢を熟知し、実際の災害現場の状況を逐次把握している消防本部の幹部がその構成員となることが、一つの有効な方法であると考えられる。
- 災害対策基本法上、市町村の災害対策本部の構成員となるためには、当該市町村の職員である必要がある。  
→ したがって、組合消防の場合、当該組合消防の消防職員を災害対策本部の構成員に任命するためには、前もって、その消防職員を市町村の職員に併任しておくことが必要。
- 具体的には、市町村の域内の消防長、消防署長等を当該市町村の職員に併任することが想定される。
- さらに、広域消防と構成市町村等との連携確保のために、当該併任職員が、平時から構成市町村等の幹部会議等のメンバーとなり、実情報告、情報交換等を行うことも望ましいのではないかと考えられる。



### 【参考】 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(災害対策本部)

第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4～7 (略)

# 消防広域化支援対策

## —平成19年度—

市町村の消防の広域化への取組を支援するため、平成19年度から「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援措置を講じる。

### 市町村分

#### I 広域消防運営計画の作成経費

- 一圏域当たり500万円を特別交付税において措置する。

#### II 消防の広域化に伴い必要となる経費(消防広域化臨時経費)

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費の一般財源所要額の2分の1を特別交付税において措置する。
  - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費
  - ② 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
  - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
  - ④ その他広域化整備に要する経費

#### III 消防署所等の整備

##### 1 一般単独事業

- (1) 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備を支援する。
  - ・一般単独事業債 充当率90%
  - ・交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 27%)

- (2) 消防の広域化に伴う消防庁舎の整備を支援する。
  - ・一般単独事業債 充当率90%[通常充当率:市町村75%(指定都市 70%)]

##### 2 消防広域化対策事業(防災基盤整備事業)

- 消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備を支援する。
  - ・防災対策事業債 充当率75%
  - ・交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 22.5%)

#### IV 消防通信・指令施設の整備

- 消防防災施設整備事業(防災基盤整備事業(特に推進すべき事業))
  - 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備を支援する。
    - ・防災対策事業債 充当率90%
    - ・交付税措置 元利償還金の50%(交付税措置率 45%)

#### V その他

- 国庫補助金の優先配分  
消防の広域化を行う消防本部の消防防災施設等の整備については、各年度の消防防災施設等整備費補助金を優先配分する。

### 都道府県分

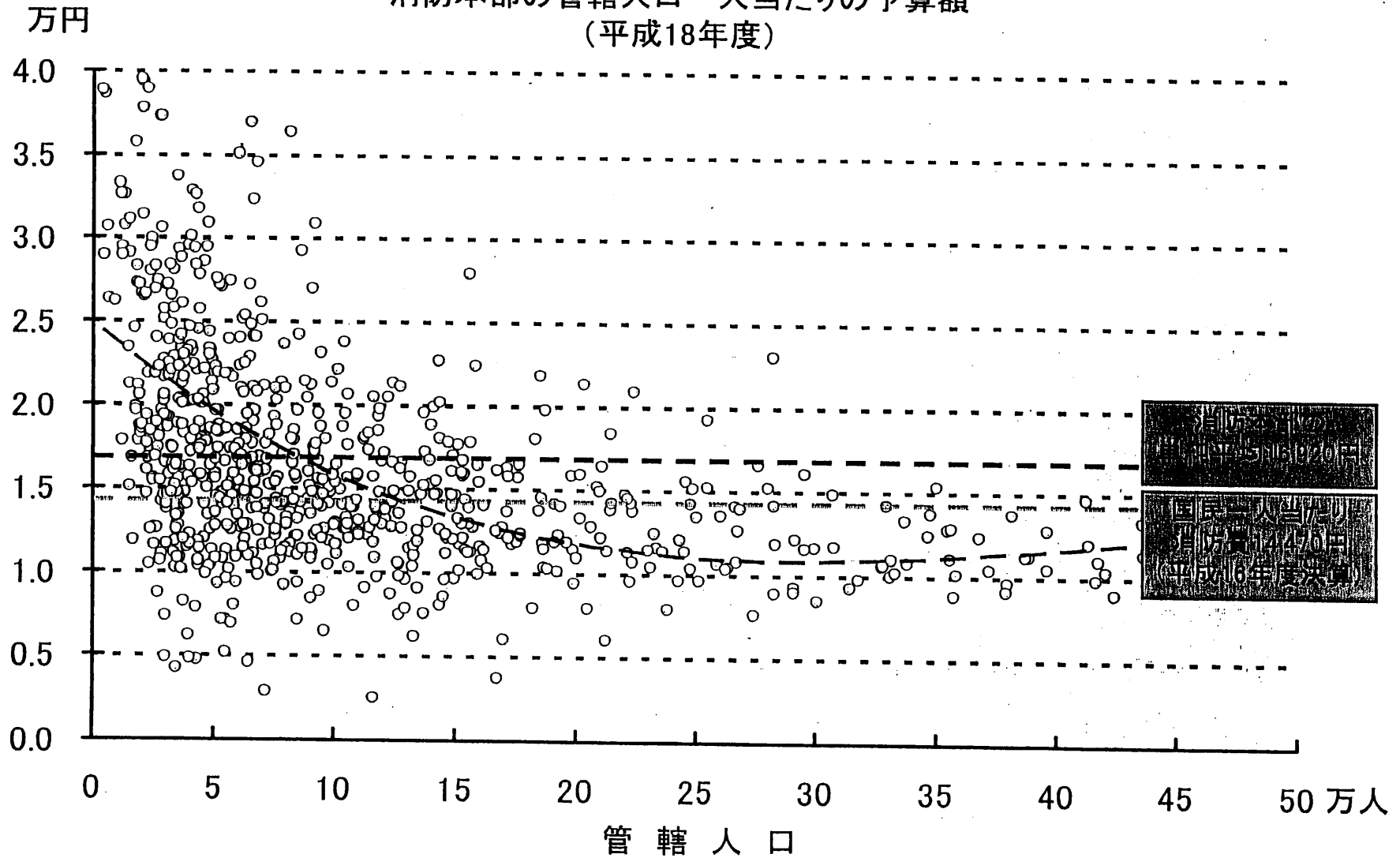
#### I 消防広域化推進計画の策定経費

- 所要額(平成18年度は2,945千円)を普通交付税において措置する。

上記の措置については、今後、消防の広域化の状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととしている。  
なお、消防車両等の整備については、防災基盤整備事業(緊急消防援助隊施設整備事業)、施設整備事業(一般財源化分)、過疎債、辺地債等を効果的に活用することにより、市町村の消防の広域化を計画的に推進することとしている。



消防本部の管轄人口一人当たりの予算額  
(平成18年度)



# 消防広域化シンポジウムの開催

## 1 趣旨

- (1) 都道府県及び市町村、消防関係者等に対する、広域化の必要性やメリットを十分に理解していただく。
- (2) シンポジウムの開催により、消防関係者をはじめ、地域住民等と広く対話し、消防の広域化への機運を高める。

## 2 テーマ

「強くなる地域の消防力」(案)

## 3 開催場所等

- (1) 平成19年度中、全国3カ所(東北、関東、中国ブロック)において、開催予定。

### (2) 開催時期

	5月	6月	7月
開催時期	(関東) ◆————◆	(中国) ◆————◆	(東北) ◆————◆

## 4 開催内容

- ・ 基調講演(学識経験者等)
- ・ 消防広域化事例紹介(消防広域化推進アドバイザー)
- ・ パネルディスカッション(消防庁、代表消防本部、消防団、市町村関係、女性防火組織、学識経験者等)等

## 5 その他

平成19年度は、各都道府県において、推進計画が策定される重要な時期であることから、本シンポジウムの開催により、都道府県、市町村、消防関係者等の多くの方々の理解を得るものである。

# 消防の広域化のスケジュール

平成18年6月14日 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

平成18年7月12日 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示、「消防広域化推進本部」の設置

- ・ 都道府県及び市町村に対する情報提供、相談体制の確保
- ・ 国民への広報及び普及啓発
- ・ 財政措置

平成19年度中

都道府県による「消防広域化推進計画」の策定

- ・ 協議機関の設置等、関係者のコンセンサスの形成
- ・ 広域化対象市町村の組合せ
- ・ 推進計画の策定等の際、市町村の意見の聴取
- ・ 知事による市町村相互間の調整及び情報提供 等

平成20年度～

広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成

- ・ 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ・ 消防本部の位置及び名称の決定
- ・ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保 等

平成24年度末（推進計画策定後5年度以内）

消防の広域化の実現

市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年7月12日消防庁告示第33号)(抜粋その1)  
～組み合わせの基準とスケジュール～

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画の策定の期限

都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成十九年度中には定めること。

(2) 市町村の消防の広域化の実現の期限

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内(平成二十四年度まで)を目途に広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

(2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年7月12日消防庁告示第33号)(抜粋その2)  
～広域化後の消防～

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合(以下「組合」という。)又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村(以下「構成市町村等」という。)との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## (2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## 4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

## 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

## 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

## 3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成19年4月1日消防庁告示第3号)(抜粋)

### ～ 財政措置 ～

#### 一、3(5)財政措置

都道府県に対して、推進計画の策定に要する経費について所要の普通交付税措置を講ずるほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村(以下「広域化対象市町村等」という。)に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、市町村の消防の広域化の状況を踏まえ、今後、必要に応じて見直すものとする。

- ① 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。)に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費及び臨時に増加する行政に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- ② 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づき平成二十四年度までに行われるものに限る。)に伴い、消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ③ 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。)に伴う消防庁舎の整備(②に係る事業を除く。)に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。
- ④ 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑤ 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。



平成十八年四月十一日  
参議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。

二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。

三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながることはないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行うっている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずること。

右決議する。

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年六月一日  
衆議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること。

二、消防の広域化は、消防署の統廃合等を目的とするものではなく、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであるという、消防の広域化の趣旨の周知徹底を図ること。

三、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が図られるよう指導すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜適切な情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図るため具体策を講ずること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について十分な財政的支援を講ずること。

# 市町村の消防の広域化における「消防広域化推進計画」と 消防指令業務の共同運用における「整備計画」の関係

消防組織法の一部改正  
(平成18年6月14日)

消防指令業務の共同運用の推進について  
(平成17年7月15日消防庁次長通知)

平成18年7月12日

消防庁長官の定める  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」

平成18年度から19年度

都道府県の「消防広域化推進計画」の策定  
・市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項  
・自主的な市町村の消防の広域化に関する対象市町村の組み合わせ等

相互に  
整合

「整備計画」策定上の留意事項について

指令業務のエリアの決定は、「消防広域化推進計画」に記載することも可

平成18年度

○各都道府県のおおまかな整備方針の決定

- 例)
- ・指令業務は共同運用により、県域で一つにまとめる。
  - ・指令業務を原則共同運用し、おおむね〇ブロック程度にまとめる。 など

平成19年度

○ 指令業務の広域化のエリアの決定

○ その他検討を要する事項

- ① 整備する時期、センターの位置
- ② 組織体制、財政・人員計画
- ③ 指令システム設計、部隊運用ルール等
- ④ 統一ルール、出動計画の改正、応援計画見直し

順次決定

# 消防広域化推進アドバイザー制度

## 1 趣旨

消防の広域化を積極的に支援するため、都道府県、市町村、消防本部等からの依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行う制度です。

## 2 アドバイザーの具体的任務

消防広域化推進アドバイザーは、消防の広域化を推進するための具体的な方策等について、次のような助言、情報の提供等を行います。

- (1) 消防の広域化に関する検討会等に参加し、個別具体的な課題等への助言や広域化に伴う具体的効果事例の情報提供
- (2) 消防広域化推進計画の策定に当たっての具体的手順等に関する助言等
- (3) その他必要な事項

## 3 アドバイザーの派遣

消防庁は、都道府県等からの依頼内容を考慮し、消防の広域化の推進に必要な知識又は経験を有する者の中から、消防広域化推進アドバイザーを選定し、派遣する。

なお、本アドバイザーには消防の広域化を実施した消防本部の関係者等を予定しています。

## 4 アドバイザーの依頼から派遣まで

都道府県等からの派遣依頼



要望事項の確認(消防庁)



アドバイザーの選定(依頼事項に応じ)



アドバイザーへの派遣要請等(消防庁)



事前打ち合わせ  
(依頼団体、アドバイザー、(消防庁))



事前打ち合わせ  
(依頼団体、アドバイザー、(消防庁))

・要望事項確認、資料準備等



アドバイザーの現地派遣(アドバイザー、消防庁)



実施結果の報告(依頼団体→消防庁)

# 消防広域化の推進体制について

## 消防広域化推進本部

平成18年7月12日設立

### 構成メンバー

- 本部長：消防庁長官
- 本部長代理：消防庁次長
- 副本部長：国民保護・防災部長、審議官、  
消防大学校長、消防研究センター所長
- 本部員：消防庁各課室長

### 幹事会

- 代表幹事：消防・救急課長
- 副代表幹事：対策官
- 幹事：本部員を構成する各課室の理事官又は課長補佐  
相当職にある者及び代表幹事が指名する者

### 事務局

- 消防・救急課が担当
- ・広域化推進専門官
  - ・広域化推進係

平成19年度新設

### 広域化推進相談窓口

消防・救急課長を長とし、全国を  
5つの地域に分け、地域ごとに  
担当者を配置

## 消防広域化推進本部 相談窓口 地区担当 (H.19.4.1 予定)

	地区	担当課長補佐	担当係長	主担当	副担当				
①	北海道	佐竹	黒岩 (7620)	高島 (7611)	堀越 (7627)				
	青森								
	岩手								
	秋田								
	山形								
②	宮城	広庭	小林 (7610)	濱田 (7629)	岡戸 (7622)				
	福島								
	栃木								
	群馬								
	茨城								
	埼玉								
	千葉								
	東京								
	神奈川								
	山梨								
③	長野	佐竹	田浦 (7625)	高島 (7611)	波邊 (7626)				
	新潟								
	富山								
	石川								
	福井								
	④				愛知	仲村	黒岩 (7620)	吉川 (7612)	池戸 (7621)
					岐阜				
					三重				
					滋賀				
					京都				
⑤	奈良	仲村	小林 (7610)	伊藤 (2907)	藤村 (7628)				
	和歌山								
	大阪								
	兵庫								
	岡山								
	中国・四国					広島			
						鳥取			
						島根			
						山口			
						香川			
九州・沖縄	徳島								
	愛媛								
	高知								
	福岡								
	佐賀								
	大分								
	熊本								
鹿児島									
沖縄									

連絡方法： 03(5253)7522(消防・救急課直通) ( )内は内線番号

消防広域化に関するお問い合わせ等は上記各都道府県担当者までお寄せ下さい。 26

# 消防救急無線のデジタル化整備スケジュール

年度	内容	消防庁	消防広域化
平成18年度	消防救急無線広域化・共同化整備計画策定(都道府県)		
平成19年度	基本設計に向けた組織・予算面の調整	↑ (基本的方向性) ↓ 無線方式 の再検討 (詳細仕様検討)	↑ ・消防広域化推進 計画の策定 ・指令業務の共同 運用エリアの決定 ↓
平成20年度	↑ 基本設計		
平成21年度	(県内消防本部共同)		
平成22年度	↓ 実施設計		
平成23年度	(県内消防本部共同)		
平成24年度	↑		↑ 推進計画策定後 5年度以内を目途 に広域化を実現 ↓
平成25年度	整備事業の実施 (県内消防本部共同が望ましい、 段階的整備可)	↑ 運用開始	
平成26年度		(段階的開始可)	
平成27年度		↓	
平成28年度		↓	
(5月31日 150MHz帯周波数使用期限)			

(注) 既存無線設備の更新時期等を踏まえて整備スケジュールを決定

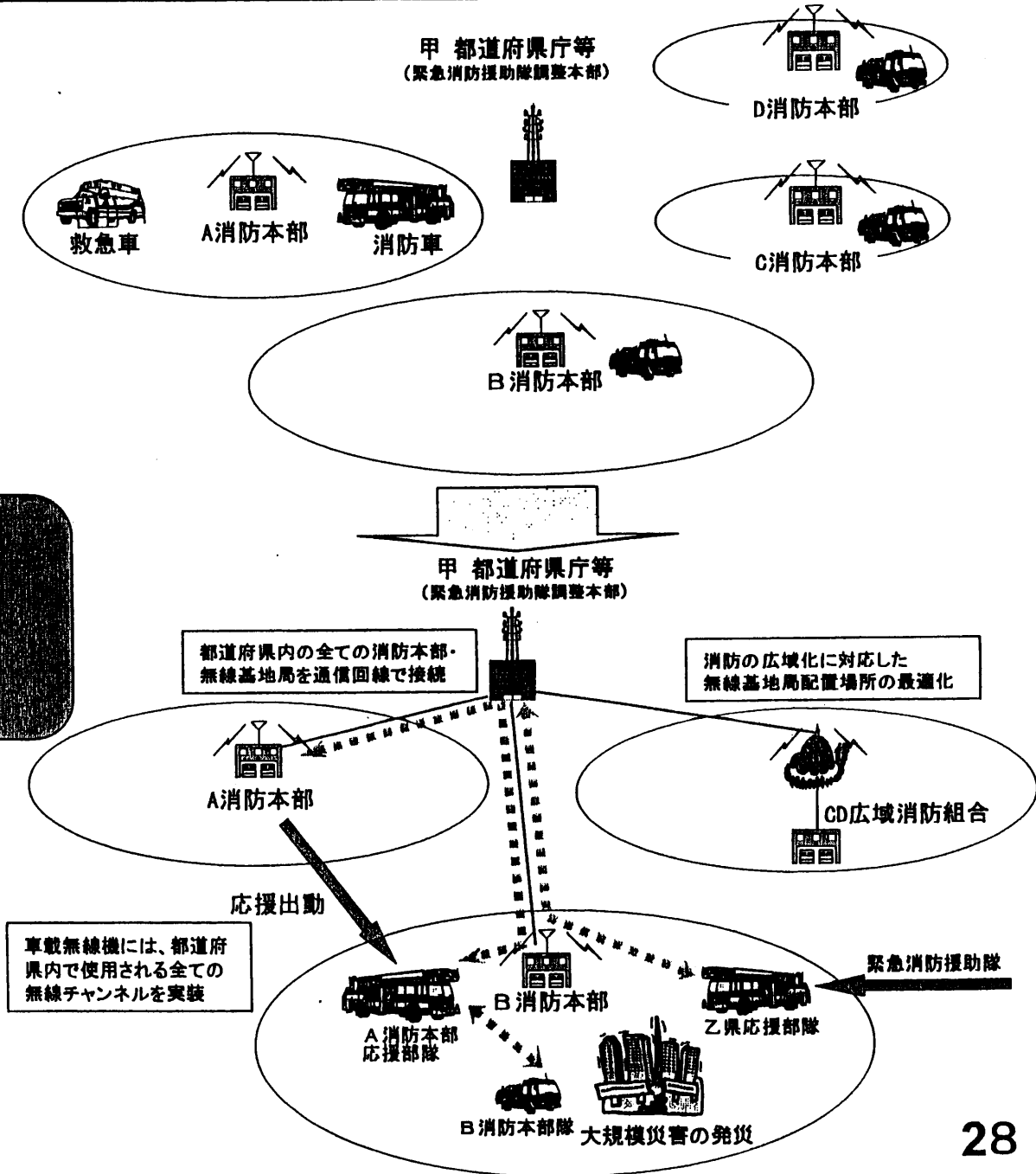
# 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化

現状 各消防本部で個別に運用している

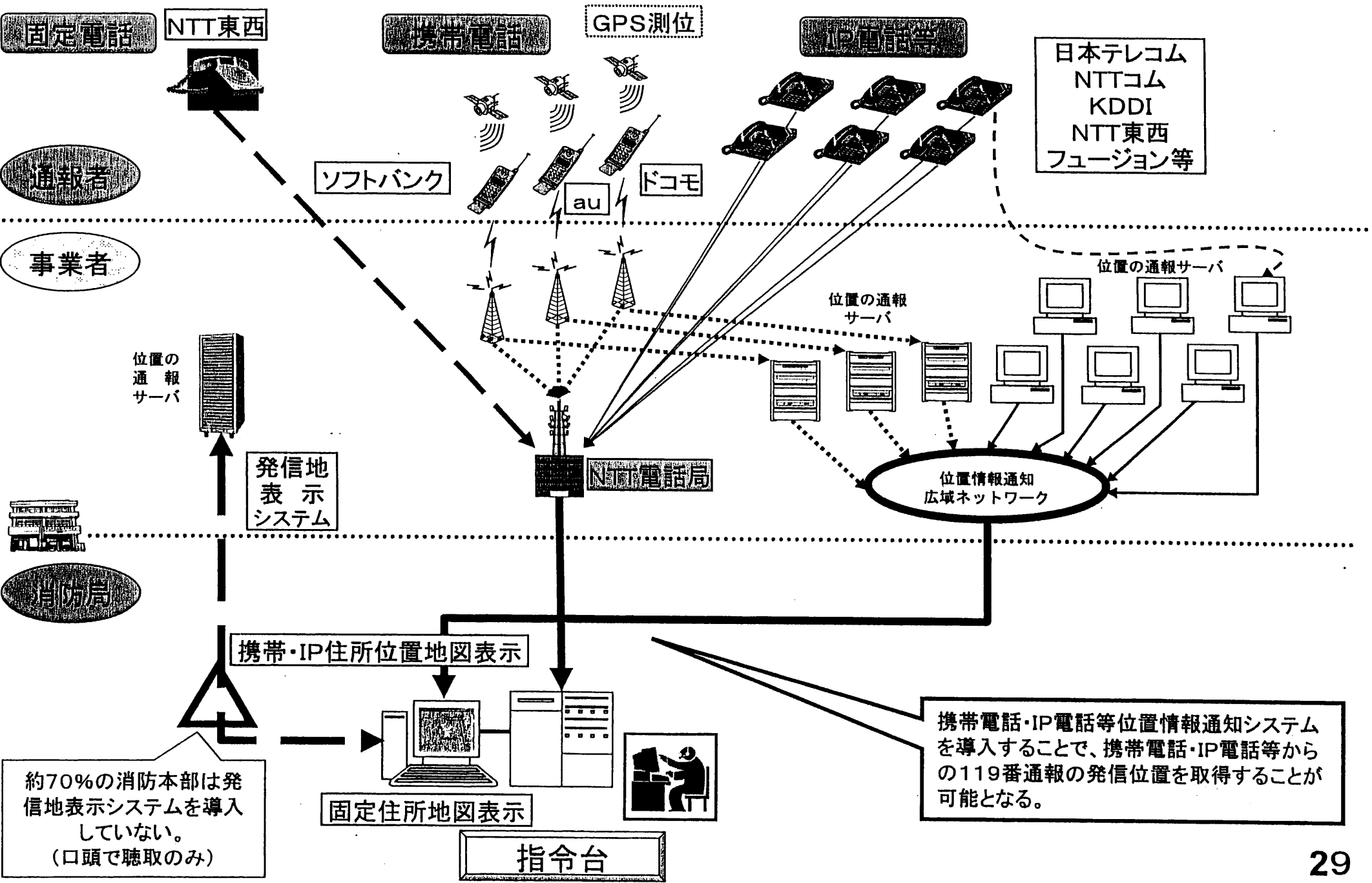
消防救急無線は、秘話性の向上によるプライバシー保護、データ通信の活用等の利用高度化及び電波の有効利用の観点から、平成28年までにデジタル移行することとされている。このためには、全面的に機器の更新が必要。

今後 都道府県域を1つのエリアとした広域化・共同化を  
平成27年7月、消防庁次長官官邸により要請  
都道府県内の消防本部が共同で、各消防本部の  
エリアを越えて広域化・共同化可能な無線通信  
体制の構築を図る。このためには、デジタル化率100%の確保

- ①大規模災害時の緊急消防援助隊活動時において、受援の県庁等と応援部隊との通信を確保することが可能(乙県から甲県に応援出動する場合)
- ②応援出動や救急の広域搬送時に管轄区域を離れた場合においても、所属消防本部等と通信が可能(A消防本部からB消防本部に応援出動する場合)
- ③応援部隊と受援部隊が、統一的な指揮の下で活動することが可能(A消防本部からB消防本部に応援出動する場合)



# 各種電話からの119番緊急通報(平成19年からの例)



約70%の消防本部は発信地表示システムを導入していない。(口頭で聴取のみ)

携帯電話・IP電話等位置情報通知システムを導入することで、携帯電話・IP電話等からの119番通報の発信位置を取得することが可能となる。

